

令和4年度 都の貸金業対策の主な実績について

東京都では、貸金業法に基づき、貸金業者の新規・更新の登録や立入検査などの指導監督を行っています。

このたび、令和4年度における都の貸金業対策の主な実績をとりまとめましたので、お知らせします。

① 登録業者

4年度末の都知事登録業者は・・・ 565者(社)

- ・都知事登録業者数は、全国の登録者総数の約3分の1を占めています。

② 行政処分

業者に対する行政処分は…………… 2件

- ・行政処分の内訳は、登録取消処分が1件、業務改善命令が1件で、業務停止処分はありませんでした。

③ 苦情・相談

寄せられた苦情・相談は…………… 664件

- ・苦情・相談の内容については、貸金業登録の有無を照会するものが全体の約4分の1を占めており、その内の約4件に3件が、無登録（ヤミ金融）でした。

都に寄せられる苦情・相談が、違反行為の是正指導や行政処分のきっかけになっています。

「おかしいな」「困ったな」と思ったら、まず、ご相談ください。

- 電話 03-5320-4775（平日 午前9時～午後5時）

また、都では司法書士及び弁護士による貸金業に関する無料法律相談も行っています。

- 司法書士相談窓口 第一、第三金曜日（午後1時～午後4時）
- 弁護士相談窓口 第二、第四水曜日（午後1時～午後4時）

設置場所：貸金業対策課 新宿区西新宿二丁目8番1号 都庁第一本庁舎19階北側

【問い合わせ先】

産業労働局 金融部 貸金業対策課
直通電話：03-5320-4793

1 登録業者の状況

◎ 登録業者数の推移(各年度末実数)

単位:者(社)

年度	14年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
東京都	6,983	549	544	570	564	565
全国	26,281	1,716	1,647	1,638	1,581	1,548
都道府県知事登録	25,352	1,435	1,372	1,367	1,313	1,280
財務局登録	929	281	275	271	268	268

※ 複数の都道府県に営業所を設置している貸金業者については、財務省の出先機関である財務局に登録されます。

2 行政処分の状況

◎ 行政処分の種類別件数の推移

単位:件

年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
登録取消処分	0	1	0	0	1
違反情状の特に重いもの	0	0	0	0	0
欠格条項に該当するもの	0	1	0	0	1
所在不明によるもの	0	0	0	0	0
業務停止処分	7	3	2	0	0
業務改善命令	7	4	1	1	1
行政処分総件数	14	8	3	1	2

3 苦情・相談の状況

◎ 苦情・相談件数の推移

単位:件

年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
苦情・相談件数	1,877	1,477	1,172	763	664

◎ 苦情・相談の主な内容

- ・ 登録照会に関するもの 157件(うち、無登録(ヤミ金融)と判明したもの120件)
- ・ 保証金詐欺 18件
- ・ 取立て行為 10件
- ・ 金利に関するもの 6件
- ・ 広告・勧誘(詐称以外) 5件
- ・ 債権譲渡 5件

電話による相談事例(ヤミ金融に関するもの)

(事例1)

ネットにて、ビジネスローン照会サイトを確認し、メールにて申し込んだところ、融資に先立って保証金を求められた。保証金として、100万円振り込んだが、融資されない。大丈夫でしょうか。

(女性、年齢不詳、自営業)

(事例2)

他社でお金を借りることができずヤミ金融であることがわかっている業者から25,000円借りようと電話をした。やめようかと悩んでいるうちに8,000円を銀行口座に振り込まれてしまい、2年間にわたり毎週、高額な利息を払い続けている。

(女性、年齢不詳、職業不詳)

(事例3)

会社への融資のFAXが届いた。金利1%との見出し。700万円の融資を受けようとFAXにあった番号に電話して説明を聞いたところ、120回払い月々6万8千円の返済と案内された。仮契約を申し込んだところ、印紙代、保証料の支払いの請求があり、約40万円を指定された個人名義の口座に振り込んだ。解約すれば振り込んだお金は返金すると説明もあったが、その後、連絡がとれなくなった。

(男性、40代、自営業)

(事例4)

事業資金を900万円貸すと知らない人物から携帯電話にて勧誘があった。一度、面会した時に運転免許証・商業登記簿・通帳を見せた。その場で、まずは信用付けのために、20万円を渡すので1週間後に56万円にして返せと言われた。

(男性、50代、運転手)

(事例5)

お金が入り用だったので、SNSの公開情報を見てメールしたところ、相手から返信があり、やりとりを非公開の個別のSNSに誘導された。融資を希望したところ、20万円ずつ、預り金と書類作成料を銀行の個人口座に振り込むように言われ、4～5回に分けて約100万円を振り込んだ。しかし、一向に融資は実行されず、融資実行時には、預り金は返還されるとのことでしたが、融資が実行されないのに、預り金を返してくれとお願いしましたが返してくれません。どうしたらいいのでしょうか。

(女性、年齢不詳、主婦)

- 融資の実行前に保証金や事務手数料等の名目で、金銭の振り込みを要求することは詐欺の疑いがあります。また、一方的に本人の口座に金銭を振り込んで返済を迫る「押し貸し」や、正規の登録業者名や架空の登録番号等を詐称し、違法な融資を行う「なりすまし」などは、ヤミ金融の手口といえます。

都は相談者に対し、地元警察署に事情を説明するようアドバイスするとともに、警視庁に情報提供を行っています。

- 貸金業者が契約前に金銭を受け取ることは原則ありません。少しでも疑わしいと思われる行為があった場合は、都の相談窓口にご連絡ください。
(03-5320-4775)